

コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(鹿沼市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市コミュニティセンター条例（平成 1 3 年鹿沼市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条第 2 号中「に関する業務」を「の業務に関すること。」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 生涯学習の推進に関すること。

第 5 条第 1 号中「他の利用者に」を「他に」に改める。

第 1 3 条を第 1 5 条とし、第 1 2 条を削り、第 1 1 条を第 1 4 条とする。

第 1 0 条中「第 8 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 9 条を第 1 2 条とし、第 8 条を第 1 1 条とし、第 7 条を第 1 0 条とする。

第 6 条中「第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(使用料)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、

又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを使用することができなくなったとき。

(2) その他市長がやむを得ない理由があると認めたとき。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

名称	区分	使用料（1時間につき）
1 鹿沼市板荷コミュニティセンター	大会議室	1 5 0 円
	小会議室	5 0 円
	和室	1 0 0 円
	研修室	5 0 円
	調理実習室	1 0 0 円
2 鹿沼市西大芦コミュニティセンター	大会議室	3 0 0 円
	小会議室	2 0 0 円
	和室付打合せ室	1 5 0 円
	調理室	2 0 0 円
3 鹿沼市加蘇コミュニティセンター	大会議室	1 5 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	和室	5 0 円
	調理室	5 0 円
	多目的室	3 0 0 円
4 鹿沼市北犬飼コミュニティセンター	会議室1	2 0 0 円
	会議室2	4 5 0 円
	和室	2 0 0 円
	学習室	2 0 0 円
	調理室	3 5 0 円
	多目的室	5 0 0 円
5 鹿沼市南摩コミュニティセンター	研修室	2 0 0 円
	会議室	1 0 0 円

	和室	1 0 0 円
	調理実習室	1 5 0 円
	軽スポーツ室	5 0 0 円
6 鹿沼市南押原コミュニティセンター	小会議室	1 5 0 円
	中会議室	2 0 0 円
	大会議室	4 5 0 円
	和室	1 5 0 円
	調理室	2 5 0 円
7 鹿沼市東大芦コミュニティセンター	大会議室	2 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	第 1 和室	1 0 0 円
	第 2 和室	5 0 円
	調理室	1 0 0 円
8 鹿沼市菊沢コミュニティセンター	防災コミュニティホール (多目的室)	5 0 0 円
	災害対策指令センター (第 1 会議室)	1 0 0 円
	防災会議室(第 2 会議室)	1 5 0 円
	防災研修室 1 (第 1 研修室)	1 0 0 円
	防災研修室 2 (第 2 研修室)	1 0 0 円
	ボランティア待機室 1 (第 1 和室)	1 0 0 円
	ボランティア待機室 2 (第 2 和室)	1 0 0 円
	防災調理室 (調理室)	2 0 0 円
9 鹿沼市北押原コミュニティセンター	小会議室	1 0 0 円
	会議室 1	2 0 0 円
	会議室 2	2 0 0 円
	会議室 3	2 0 0 円
	和室	2 5 0 円
	調理室	3 0 0 円

	多目的ホール	7 0 0 円
1 0 鹿沼市東部台コミュニティセンター	研修室	1 0 0 円
	視聴覚室	1 5 0 円
	作法室	1 5 0 円
	手工芸室	1 0 0 円
	調理室	1 5 0 円
	講堂	2 5 0 円
	照明施設（講堂）	5 0 0 円
1 1 鹿沼市栗野コミュニティセンター	大会議室	6 0 0 円
	会議室（和）	1 0 0 円
	会議室（洋）	5 0 円
	調理実習室	1 0 0 円
	母子健康相談室	5 0 円
	農事資料室	1 0 0 円
	研修室（和）	1 0 0 円
	研修室（洋）	1 5 0 円
	情報提供室	1 0 0 円
	学習室兼視聴覚室	1 5 0 円
1 2 鹿沼市粕尾コミュニティセンター	大会議室	1 0 0 円
	小会議室	5 0 円
	和室	5 0 円
	調理室	5 0 円
1 3 鹿沼市永野コミュニティセンター	大会議室	1 5 0 円
	小会議室	5 0 円
	和室	5 0 円
	調理室	5 0 円
1 4 鹿沼市清洲コミュニティセンター	大会議室	2 0 0 円
	小会議室	5 0 円
	和室	1 0 0 円
	調理室	5 0 円

備考

- 営利目的で利用する場合は、この表に定める使用料の額に 1 0 0 分の 3 0 0 を乗じて得た額とする。

2 貸出時間は、午前9時から午後9時までの1時間単位とし、1時間未満の時間は、1時間とする。

3 附属設備の使用料については、規則で定める額とする。

(鹿沼市栗野生涯学習センター条例の一部改正)

第2条 鹿沼市栗野生涯学習センター条例(平成17年鹿沼市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(準用)

第3条 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例(平成13年鹿沼市条例第5号)の規定を準用する。

第4条から第12条までを削り、第13条を第4条とする。

別表を削る。

(鹿沼市民情報センター条例の一部改正)

第3条 鹿沼市民情報センター条例(平成11年鹿沼市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第12条中「納付しなければ」を「前納しなければ」に改める。

別表1施設使用料の表に備考として次のように加える。

備考 営利目的で利用する場合は、この表に定める施設使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

(鹿沼市文化活動交流館条例の一部改正)

第4条 鹿沼市文化活動交流館条例(平成14年鹿沼市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第9条第1項第3号中「第6条第1項各号」を「第6条各号」に改める。

別表第1施設使用料一覧の表備考を次のように改める。

備考

1 貸出時間は、午前9時から午後9時までの1時間単位とし、1時間未満の時間は1時間とする。

2 営利目的で利用する場合は、この表に定める施設使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

(鹿沼市農村環境改善センター条例の一部改正)

第5条 鹿沼市農村環境改善センター条例(平成17年鹿沼市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(準用)

第3条 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第5号）の規定を準用する。

第4条から第13条までを削り、第14条を第4条とする。

別表を削る。

(鹿沼市板荷林業センター条例の一部改正)

第6条 鹿沼市板荷林業センター条例（昭和59年鹿沼市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(準用)

第3条 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第5号）の規定を準用する。

第4条から第12条までを削り、第13条を第4条とする。

別表を削る。

(鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例の一部改正)

第7条 鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(準用)

第3条 センターの利用については、鹿沼市コミュニティセンター条例（平成13年鹿沼市条例第5号）の規定を準用する。

第4条から第13条までを削り、第14条を第4条とする。

別表を削る。

(鹿沼市公民館条例の廃止)

第8条 鹿沼市公民館条例（昭和40年鹿沼市条例第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿沼市コミュニティセンター条例別表第2の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市民情報センター条例別表の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市文化活動交流館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び施設使用料から適用し、同日前の利用に

係る使用料及び施設使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の鹿沼市粟野生涯学習センター条例第3条、第5条の規定による改正前の鹿沼市農村環境改善センター条例第3条、第6条の規定による改正前の鹿沼市板荷林業センター条例第3条又は第7条の規定による改正前の鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第3条の規定によりされている許可は、それぞれ第2条の規定による改正後の鹿沼市粟野生涯学習センター条例第3条、第5条の規定による改正後の鹿沼市農村環境改善センター条例第3条、第6条の規定による改正後の鹿沼市板荷林業センター条例第3条又は第7条の規定による改正後の鹿沼市北部防災コミュニティセンター条例第3条の規定によりされた許可とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に第8条の規定による廃止前の鹿沼市公民館条例第6条第1項の規定によりされている許可は、第1条の規定による改正後の鹿沼市コミュニティセンター条例第4条第1項の規定によりされた許可とみなす。